

意見の概要	区の考え方
現在、区内に短期入所施設はありますが、利用定員等の関係で、利用しづらい面があります。 既存の施設を利用しやすいようにしてほしい。また、それに変わる短期入所もしくは緊急に対応できる施設を早急に整備してほしい。	民間事業者と連携して、サービスの充実を図ってまいります。 また、新たなニーズに応じられるよう区内の事業者の育成・支援に努めます。
親の会のアンケートによれば、区内に入所施設ができれば入所したい・させたい障害者数は約50人います。 入所施設またはそれに代わるケアホームの設置について計画に盛り込んでほしい。	平成23年度までにケアホームを設置する予定です。 それについては、墨田区障害福祉計画の「VI 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み」に記載されています。 また、福祉計画では、平成17年10月現在のグループホーム・ケアホームの利用状況からサービス利用者を見込んでいます。今後は、生活状況の変化などによる新たなニーズについても考慮し、サービス供給量の確保に努めます。
心身障害者入所施設の確保について、計画に盛り込んでほしい。	入所施設に代わる施設としてケアホームの設置を予定しています。 それについては、墨田区障害福祉計画の「VI 障害福祉計画の実現に向けての墨田区の取り組み」に記載されています。
この計画は用語が難しいと思います。わかりやすいもの、読みやすいものにしてほしいです。	計画には用語の解説を載せました。 今後もわかりやすい計画になるように努めてまいります。
障害者自立支援法の利用者負担について、公費助成や減免の条件を拡大し、多くの障害者やその家族が減額の対象になるよう配慮をお願いしたい。	現在、障害者自立支援法の利用者負担については、国や東京都の制度に加え、区では、法内通所施設の給食費の軽減や在宅サービス利用者に対する負担軽減措置を実施しています。 平成19年4月からは、国において社会福祉法人等減免制度の見直しが行われ、軽減対象者が拡大される予定です。
利用者の生活実態にあったサービスを受けたい。そのために、短期入所、日中一時支援、移動支援のサービスを1つの事業所で実施してもらいたい。	民間事業者と連携して、サービスの充実を図ってまいります。
法内通所施設における給食費の軽減措置（650円→370円）を平成21年度以降も続けてほしい。	給食費の軽減措置は平成18年度から20年度までの経過措置として実施されています。 今後については、平成21年度の障害者自立支援法の改正を踏まえて検討する予定です。
中軽度の障害者にも、心身障害者医療費助成制度の適用やタクシー券の支給をお願いしたい。	心身障害者医療費助成制度は東京都の制度です。 また、タクシー券の支給制度対象者は、身体障害者手帳1級、2級、愛の手帳1、2度となっています。

心身障害者医療費助成制度を見直し、収入に応じて負担率を設定してほしい。 また、中軽度の障害者に対しても、医療費の公費負担制度を実施してほしい。	心身障害者医療費助成制度は東京都の制度です。
障害程度区分認定調査（１０６項目）調査は、知的障害者の実情にあっていないため、見直してほしい。	障害程度区分認定調査（１０６項目）は国の法律に基づき全国共通の認定調査として行っています。
普通学校に通学している障害児に対しても区の障害福祉サービスに関する情報提供をおこなってほしい。	情報提供の充実を図ってまいります。